

無料税務相談のご案内

弁護士会 家庭法律相談センター

弁護士会家庭法律相談センターでは、ご相談者への便宜とサービスの向上を目指して、当センターでご相談を戴いた案件の中で、特に補足的に税務面のアドバイスが必要と判断される案件につきましては、下記要領で「**税理士による無料税務相談日**」を常設し対応させて戴くことと致しましたので、ご利用ください。

1. 無料税務相談実施日

毎週土曜日 午後1:00～4:00

相談時間 30分 (予約制)

2. 相談を受けられる方

当センターでご相談された方で、
且つその時の**法律相談と同一の案件**で、
税務面から税理士のアドバイスを
希望される方。(相談は1回です)

3. 予約の方法

事前予約制です。

法律相談と同じく 月～土 9:30～16:30 の間で予約の受付を致します。

電話 03 (5312) 5850

4. その他

- ・相談内容は、税理士会が各所で実施している無料税務相談と同様に、**回答は一般的な内容です。**
(個別相談をご希望される場合には、別途 当日担当の税理士に料金も含めお尋ねし、**直接依頼してください**)
- ・税理士相談の内容につきましては、税理士が責任をもち、弁護士会は関知致しません。
また ご相談者が担当した税理士と、具体的な依頼をした場合の料金等につきましても、担当した税理士とご相談ください。

例えばこんなご相談に

- ・相続税の計算の仕方
- ・相続税がかからない場合
- ・相続物件の代償金を支払う場合の税金
- ・株式や不動産を相続する場合の税金
- ・生前贈与の税金
- ・相続時精算課税について
- ・離婚に伴い不動産や現金を
財産分与として受け取る場合の税金
- ・離婚に伴う慰謝料や養育費の税務
- ・ローン付きの自宅を分与する場合の税金

などにかかわるご相談

・・・
・・・